

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第 101 回 牛豚等疾病小委員会 概要

○ 日時：令和 7 年 4 月 10 日（木）

○ 場所：農林水産省共用第 2 会議室

○ 委員（50 音順、敬称略）

臨時委員：佐藤 真澄、砂川 富正、津田 知幸（委員長）

専門委員：入江 正和、國保 健浩、嶋田 誠司、長井 誠、
山本 健久

オブザーバー：熊本県畜産課、福岡県畜産課

○ 概要：

- 1 ランピースキン病に対する措置の見直しについて審議した結果、ランピースキン病の防疫対策を強化するため、殺処分の命令等、「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう家畜伝染病予防法（以下「法」という。）に基づき、新たな政令を制定し、ランピースキン病を法第 62 条の疾病の種類として指定することについて了承された。
- 2 農場内の全ての家畜のと殺を基本とする法第 16 条ではなく、感染した家畜及び疑いのある家畜の殺処分を基本とする法第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を準用するとともに、ワクチン接種、移動制限など同条に規定する他の疾病と同程度のまん延防止措置を行えるよう法第 62 条に基づき、法の一部を準用する政令を制定することについても了承された。
- 3 ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正について了承された。
- 4 ランピースキン病以外の疾病について「家畜伝染病」と同程度の措置を行えるようにすべき疾病は現時点ではないと考えたとの见解が示された。